

滅菌・消毒施設を規制対象に

～大阪府生活環境の保全等に関する条例が

平成20年4月1日から変わります～

大阪府では、有害物質に関する「大阪府生活環境の保全等に関する条例」及び「同 施行規則」を改正し、平成20年4月1日から施行します。主な変更点は以下のとおりです。

◎ エチレンオキシドを規制対象物質に

化学工業原料として、また医療業の滅菌施設等でひろく利用されているエチレンオキシドを、新たに有害物質として規制対象物質に追加します。

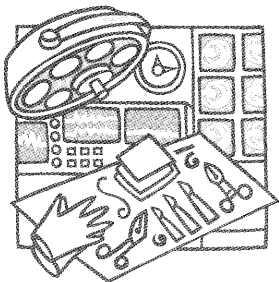
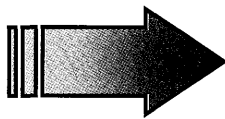
◎ 医療業等を規制対象業種に

医療業、洗濯業、消毒業の3業種を、製造業に加えて、新たに規制対象業種に追加します。

◎ 滅菌施設、消毒施設を規制対象施設に

製造業や医療業などで利用されている滅菌施設、消毒施設を新たに規制対象施設に追加します。

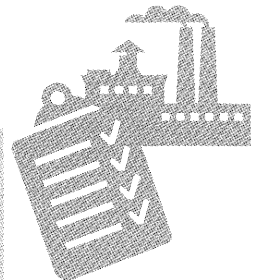
これにより…



追加された業種、施設については以下の義務が課せられます

- 規制基準の遵守
- 対象施設の設置、変更等の届出
- 施設の使用、管理の状況の記録、保存

また、ホルムアルデヒドを使用する施設についても、規制の対象にもなります



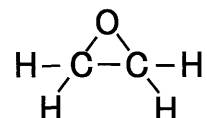
ご注意ください！

<エチレンオキシドとは>

エチレンオキシド(別名:酸化エチレン、オキシラン)は、常温で無色透明の気体です。エチレングリコールなどの有機化合物の合成原料や、滅菌・燻蒸消毒の用途にひろく用いられますが、急性毒性や発がん性を有する化学物質でもあります。労働安全衛生の分野では、平成13年5月から規制の対象になっています。

○エチレンオキシドの発がん性評価


機関	分類	分類基準
IARC (国際がん研究機関)	グループ1	ヒトに対して発がん性がある
日本産業衛生学会	第1群	人間に対して発がん性のある物質




規制対象施設は、エチレンオキシド等の有害物質を使用し、大気に排出する下記の施設です。

現行条例の規制対象施設(例)	
○化学工業品、石油製品又は石炭製品の製造の用に供する施設で、右欄に掲げるもの	反応施設 合成施設 重合施設 混合施設
今回の改正により新たに規制対象に追加される施設	
以下の用に供する施設で、右欄に掲げるもの ○ 繊維製品の製造(衣服その他の繊維製品に係るものを除く。) ○ 木材若しくは木製品の製造(家具に係るものを除く。)又はパルプ、紙若しくは紙加工品の製造 ○ 化学工業品、石油製品又は石炭製品の製造 ○ プラスチック製品の製造 ○ ゴム製品の製造 ○ 窯業製品又は土石製品の製造 ○ 鉄鋼若しくは非鉄金属の製造、金属製品の製造又は機械若しくは機械器具の製造 ○ その他の製品の製造	滅菌施設 消毒施設
今回の改正により新たに規制対象に追加される業種に係る施設	
○ 消毒業 の用に供する施設で、右欄に掲げるもの	滅菌施設 消毒施設
○ 洗濯業 の用に供する施設で、右欄に掲げるもの	消毒施設
○ 医療業 の用に供する施設で、右欄に掲げるもの	滅菌施設(次のいずれかに該当するもの) ① 病床数(医療法第7条第2項第1号に規定する精神病床又は第4号に規定する療養病床を除く。)が200床以上で、医療法第21条第1項第3号に掲げる手術室を有する病院に係るもの ② 滅菌業を営む者の事業所に係るもの 消毒施設 (病床数が200床以上の病院に係るもの)

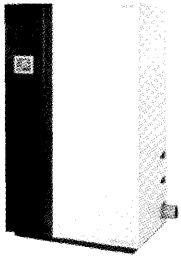
<規制対象施設の例>

- エチレングリコールなどの製造のため、エチレンオキシドを原料として使用する反応施設
- 医療機器等のEOG(エチレンオキシドガス)滅菌施設
- 滅菌代行業で用いられるEOG滅菌施設 ( 滅菌(代行)業は医療業に含まれます)
- 洗濯業で用いられるマットレス、ベッド、寝具類等のホルマリンガス消毒施設

 **注意** ホルムアルデヒドは既に条例で規制対象の有害物質とされています。今回の改正で消毒施設が規制対象施設に追加されたことにより、ホルムアルデヒドを用いる消毒施設も規制対象になります。

2 規制基準

今回の改正に係るエチレンオキシド及びホルムアルデヒドの規制基準は、以下のとおりです。

規制基準	
エチレンオキシド	<p>設備構造基準</p> <p>大気中への排出を抑制するのに適した汚染防止措置として、次の各号のいずれかに該当すること。</p> <p>① 燃焼式処理装置又は薬液による吸収式処理装置を設け、適正に稼働させること。</p> <p>② ①に掲げる処理装置と同等以上の性能を有する処理装置を設け、適正に稼働させること。</p> <p>③ ①に掲げる処理装置と同等以上の排出抑制のできる構造とし、適正に管理すること。</p> 
ホルムアルデヒド	<p>排出口濃度基準</p> <p>府条例の排出口濃度基準は、排ガス量・排出口高さ・排出口と敷地境界との距離等に基づいて算出される基準です。具体的な計算方法については、大阪府のホームページ(規制基準計算シート)をご参照下さい。</p> <p>URL: http://www.epcc.pref.osaka.jp/shidou/to-jigyousya/taiki/software/</p>

3 規制基準の遵守状況の確認等

(1) 施設の使用・管理の状況の記録保存義務

エチレンオキシドについては、設備構造基準が適用されることから、基準の遵守状況を把握・確認するために、事業者が自ら簡易に把握できる事項(排ガス処理装置の稼働状況など: 下表参照)を記録するとともに、記録者や記録年月日とあわせて3年間保存する義務が課せられます。

処理設備の種類	記録事項		記録頻度
	確認時の状況	前回確認後の稼働状況	
燃焼式処理装置	燃焼室の温度	燃料使用量	原則として週一回以上
薬液による吸収式処理装置	薬液の循環状況	薬液の使用量	原則として週一回以上

なお、ここに掲げた事項に替えて、届出施設の使用及び管理の状況を、より適切に把握できると認められる事項がある場合には、それを記録事項とすることもできます。

(2) 排出ガスの測定義務

ホルムアルデヒドについては、年2回以上の排ガス濃度の測定義務があります。

なお、排出抑制対策(処理装置の設置・適正稼働等)を適正に実施し、その稼働状況を上記(1)のように記録・保存している場合は、測定義務が減免されます。

4

規制対象施設の設置等の届出義務

今回、新たに規制対象となる施設については、以下のように行政への届出が義務付けられます。

事 象	種 類	届 出 期 日
施設を既に設置している場合	使用届	平成20年4月1日から30日以内
施設を新たに設置しようとする場合	設置届	工事着手予定日の61日前まで
施設の構造等を変更する場合	変更届	変更工事着手予定日の61日前まで
事業場の名称等を変更した場合	氏名等変更届	変更後30日以内
届出施設を廃止した場合	廃止届	施設廃止後30日以内
届出施設を譲渡、合併、相続等により承継した場合	承継届	施設承継後30日以内

- 届出書の提出先は、工場・事業場の所在地の市町村環境担当部署です。
- 届出の様式は、大阪府のホームページでダウンロードできるようになっています。

URL : <http://www.epcc.pref.osaka.jp/shidou/to-jigyousya/taiki/siori/>

5

経過措置(適用猶予期間)

平成20年4月1日において、規制対象施設が既に設置されている場合については、規制基準の適用が1年間(平成21年3月31日まで)猶予されます。

新設・既設の区分	規制基準の適用
既設の施設(H20.3.31までに設置)	H21.4.1から適用(1年間適用を猶予)
新設の施設(H20.4.1以降に設置)	設置後ただちに適用

6

罰 則(例)

- 規制基準の遵守義務違反 : 六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金
- 対象施設の届出義務違反、虚偽の届出(設置届) : 三月以下の懲役又は二十万円以下の罰金

<規制・届出の詳細に関する問い合わせ先>

	担 当 部 署	電 話 番 号
大阪市内の工場・事業場	大阪市 環境局環境保全部 大気騒音担当	06-6615-7924
堺市内の工場・事業場	堺市 環境局環境共生部 環境指導課	072-228-7474
高槻市内の工場・事業場	高槻市 環境部環境政策室 環境保全課	072-674-7482
東大阪市内の工場・事業場	東大阪市 環境部 公害対策課	06-4309-3204
豊中市内の事業場	豊中市 環境部 環境政策室 環境保全チーム	06-6858-2105
吹田市内の事業場	吹田市 環境部 環境室 生活環境課	06-6384-1850
枚方市内の事業場	枚方市 環境保全部 環境公害課 公害監視センター	072-848-4492
八尾市内の事業場	八尾市 経済環境部 環境保全課 (H20.3.31までは環境部環境総務課)	072-924-3841
上記以外の工場・事業場	大阪府 環境農林水産部環境管理室 事業所指導課	06-6944-6498・6497・ 6712



大阪府

環境農林水産部 環境管理室 事業所指導課
〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目